

## 多治見市路線バス昼間割引制度の導入について

### 【制度概要】

開始時期：平成 27 年 10 月 1 日～（予定）

対象路線：多治見駅を起終点とする多治見市全路線（15 路線）

制度適用：平日 10 時から 16 時にかけて運行する便にて多治見市内で乗降する場合  
運賃：一律 200 円（ただし、200 円未満の区間、市内外をまたいで乗降する場合は正規運賃）

### 【制度適用イメージ】

多治見市外	多治見市内		多治見市外	適用
	乗車	降車	→	
乗車		降車	→	×
	乗車		→ 降車	×

ただし、桜ヶ丘 1 丁目停留所は多治見市内扱いとする。

### 【可児市に関係すること】

可児市内を運行している緑ヶ丘線（多治見駅～可児駅間）、桜ヶ丘ハイツ線（多治見駅～桂ヶ丘間）の運賃体系が変更になります。ただし、可児市内で乗車や降車する場合は、運賃に変更はありません。

桜ヶ丘 1 丁目停留所は多治見市と可児市の市境の道路を挟んで 1 基ずつ設置されています。可児市側に設置されている停留所について、設置場所が市の境界であり、また、もう一方の停留所が多治見市に設置されていることから、多治見市内の扱いとし昼間割引の適用を受けることとなります。

### 【可児市への影響】

前述のとおり可児市内で乗降する場合は、全く影響はありません。桜ヶ丘 1 丁目停留所の次の停留所である桜ヶ丘 3 丁目停留所を利用していた方が、桜ヶ丘 1 丁目停留所まで歩き、そこからバスを利用するといった、利用者の行動が変化する可能性があります。

この報告は、岐阜運輸支局が多治見市へ実施前に関係市に話を通すよう指示があったことを受けて行いました。